

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会案内

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの目的

医療安全管理者・医療安全推進担当者間で、医療の安全管理を推進することに資する情報・問題等について、組織横断的に共有するために情報ネットワーク体制を運用し、有用な医療の安全管理情報を普及させることを目指す。

また、本ネットワークでの交流や講演会等を通して、医療安全管理者としての自己研鑽と継続教育の機会とする。

1 入会資格（1年毎の更新制）

- ・日本看護協会および神奈川県看護協会の会員であること
- ・医療安全管理者養成研修が修了していること
(原則として神奈川県看護協会主催の研修または、それに準ずる研修を修了したもの)

2 入会及び更新の手続きについて

- 1) 手続き期間 通年受け付ける。(看護協会への入会手続きを済ませて申し込むこと。)
基本的に月毎の締め切りは、毎月 14 日とする。
- 2) 入会有効期間 入会手続き終了後、本人に協会から「登録(入会)手続き完了について」のお知らせが届いた日から、年度末の 3 月 31 日までとする。

3) 方法

(1) 協会ホームページのフォームより会員情報の入力

(2) 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク規程等に関する同意書 **様式1** を郵送提出
※施設長(所属長)の確認署名と受講証明書の貼り付けが必要です。(新規・継続とも)

(3) 登録完了通知のメール送付

※郵送をご希望の場合は**様式1**ご提出時に返送用封筒(宛先・切手含む)を同封してください。

新規入会・再入会時の提出書類

- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会申込書
- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程及び会員名簿取扱規程についての同意書 **様式2**
- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア参加同意書 **様式3**

—(2) 継続入会時の提出書類

- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会申込書 **様式1**

4) 所属施設(勤務先)がある方は、入会するにあたり所属施設(勤務先)の施設長、所属長などの了解を得る。入会手続き終了後、所属施設に当協会から入会手続きが終了した旨の連絡を行う。

3 ネットワークへの欠席・退会について

- 1) 月 1 回開催(4 月を除く)するネットワーク交流会に参加できない場合は、前日までにネットワークグループウェアにてその旨を連絡する。
- 2) 会員が退会する場合は、看護協会に所定の退会届を提出しなければならない。
- 3) 連続 3 回、連絡なく欠席したものは、退会したものとみなし、ネットワークグループウェアの登録を抹消し、当該年度内の再入会は認めないものとする。

4 その他

詳細項目については、神奈川県医療安全推進ネットワーク運営要項を参照

様式 1 送付先

※必ず郵送でお申し込みください(FAX 受付不可)

〒231-0037 横浜市中区富士見町 3 番 1 公益社団法人神奈川県看護協会
危機管理課 医療安全推進ネットワーク担当 宛
TEL 045-263-2932(ダイヤルイン)

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク運営要項

この要項は、公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条

本ネットワークは、医療安全管理者・医療安全推進担当者間で、医療の安全管理を推進することに資する情報・問題等について、組織横断的に共有するために情報ネットワーク体制を運用し、有用な医療の安全管理情報を普及させることを目指す。

また、本ネットワークでの交流や講演等を通して、医療安全管理者としての自己研鑽と継続教育の機会とする。

第2章 会員

(会員資格)

第2条

- 1) 会員は、原則として公益社団法人神奈川県看護協会(以下「当協会」という。)の医療安全管理者養成研修または、それに準ずる研修を修了したものとする。
- 2) 会員は、当協会の当該年度会員でなければならない。

第3条(会員の義務)

会員は、当協会が別途定める「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程」及び「会員名簿取扱規程」を遵守しなければならない。

(会員の新規入会・継続入会・再入会)

第4条

- 1) 本ネットワークの新規入会・再加入を希望する者は、当協会ホームページに掲載されているフォームより所定の情報を入力の上、「神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークに関わる同意書」(様式 1)に施設長(所属長)の署名・自身の署名・医療安全管理者養成研修の受講証明書を添付したものを郵送にて提出し、当協会の承認を得るものとする。
- 2) 継続入会手続きの場合においても1)の新規入会者と同様とする。
- 3) 入会手続き期間は年度ごとに行うものとし、当該年度が始まる1か月前の3月から年度の終了する3月の14日までとする。
- 4) 本ネットワークの入会有効期間は、入会手続き終了後、本人に当協会から「登録(入会)手続き完了について」のお知らせが届いた日から、年度末の3月31日までとする。

第5条(会員の退会)

- 1) 会員が退会する場合は、当協会に所定の退会届を提出しなければならない。
- 2) 連続3回、連絡なく欠席したものは、退会したものとみなし、当該年度内の再入会は認めない。

第6条(会員の除名)

会員が本ネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったときは、第9条に定める幹事により招集する会員総会において出席会員の3分の2以上の同意により除名することができる。

第7条(オブザーバーの参加)

- 1) 会員でない者が参加を希望する場合は、参加前にオブザーバー専用の倫理規程及び注意事項に同意し、所定の用紙を提出した場合にのみオブザーバーとして参加できる。

2)オブザーバーはネットワークグループウェアには参加できない。

第3章 活動内容

(活動内容)

第8条

本ネットワークの活動内容と開催回数等は、以下のとおりとする。

1) 交流会に関すること。

- (1) 医療現場の新たな知見・情報を共有し、神奈川県全体の医療安全の質向上を図る。
- (2) 成功体験や失敗体験・困りごとの共有及び問題解決に向けた意見交換を行う。
- (3) 開催は、5月から3月までの年11回とする。

2) 講演会に関すること。

- (1) 医療安全に関わる人材へ学びを提供する場とする。
- (2) 講演会の開催は、交流会開催11回のうち年1回程度とし、講師は外部からと交流会から、各1回ずつ選定する。

3) その他

「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全対策委員会」との情報共有を行う。

第4章 幹事

(幹事)

第9条

1) 本ネットワークの事業を推進するために幹事を置く。

- (1) 幹事は、本ネットワークの当該年度会員の中から選出・決定する。
- (2) 幹事の人数は、原則として4名とし、幹事会を組織する。
- (3) 幹事の任期は、原則2年とし再任は妨げない。

2) 代表幹事の選任

- (1) 幹事4名のうち、代表幹事1名を幹事会の中から互選により選任する。
- (2) 代表幹事は、運営・会務を総理し、本ネットワークを代表する。
- (3) その他の幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代理し、代表幹事が欠けたときはその職務を行うものとする。

3) 幹事の職務

- (1) 幹事は会務を総括する。
- (2) 年間事業計画、運営等についての立案
- (3) 交流会での司会進行及び議事録作成会員の指名と議事録内容の確認、当協会ホームページ掲載用の議題・お知らせの作成等、会の全般にかかること
- (4) 会員総会の招集と運営に関すること

第5章 ネットワークグループウェア

(グループウェア)

第10条

本ネットワークでは、会員の医療安全に関する情報交換を推進するためにグループウェアを置くことができる。

(利用規約)

第11条

会員は、第10条によるグループウェアを設置した場合については、別途「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア利用規約」に従わなければならない。

第6章 雑 則

第12条(雑則)

- 1) 本ネットワークにおける協議内容及び名簿は、当協会が定める個人情報保護管理規程に基づき活用・管理する。
- 2) 本要項に定めなき事項については、幹事会及び本ネットワークにおいて合議の上その都度定める。

付則

本会則は平成17年7月29日から施行する。

平成18年4月6日改定

平成19年2月20日改定

平成21年2月19日改定

平成22年2月16日改定

平成22年5月21日改定

平成24年2月29日改定

平成26年3月20日改訂

平成28年3月31日改定

令和3年3月16日改定

2025年2月1日改定

付則

本要項は令和4年3月22日から施行する。

本要項は令和5年2月17日から施行する。

本要項は 2025年2月1日から施行する。

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程 及び会員名簿取扱規程

目的

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの会員が、施設間交流や情報交換などで知りえた情報や会員名簿等については他に漏洩することのないよう厳重に管理を行う。

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの会員は、「神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク運営要項」第3条（会員の義務）に基づき、以下Ⅰ及びⅡの規程を遵守しなければならない。

Ⅰ 公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程

- 1 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークで知り得た個人及び施設に関する情報は、他に漏らしてはならない。
- 2 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークに個人及び施設に関する情報を提供する場合は、個人および施設の許可を得ること、並びに個人情報保護法に準ずること。
- 3 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークで知り得た個人情報を使用する場合は、必ず提供者の了承を得なければならない。
- 4 「神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア規約」を厳守しなければならない。
- 5 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェアに登録可能なメールアドレスは、本人のみが閲覧可能なメールアドレスとし、本人以外がグループウェア内にログインできないように設定しなければならない。（部署等で共有使用が可能なパソコンの場合、ログイン画面でID・パスワードの記憶をしない）
- 6 2人以上の会員でパソコンを共有する場合、メールアドレス及びパスワードは別々のものとするのが望ましいが、別々に設定できない場合は、パスワードが会員間以外に漏れないよう十分に留意する。
- 7 看護者の倫理綱領（2021年3月版）を行動規範とする。

公益社団法人神奈川県看護協会 医療安全推進ネットワーク

令和4年3月22日改訂

令和6年2月5日改訂

Ⅱ 公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク会員名簿取扱規程

- 1 ネットワークの会員は、以下の留意点に基づき、厳重に会員名簿の管理を行うものとする。
 - 1) 本目的外に使用しないこと
 - 2) 本ネットワークメンバー以外への開示はしないこと
 - 3) 本ネットワークメンバー以外の方が閲覧可能なメールアドレスは登録できない
 - 4) 本ネットワーク退会時には、個人の責任においてシュレッダーで処分する
 - 5) 名簿内容の変更及び利用の中止がある場合には、速やかに看護協会に届けること
 - 6) 名簿は各個人の責任において厳重に管理すること

- 2 会員名簿を共有する手続きについては、以下のとおりとする。
 - 1) 個人情報を看護協会に提出する
 - 2) 看護協会が名簿を作成する
 - 3) 本主旨に同意した場合、同意書を提出する
 - 4) 変更、退会の手続きを速やかにする

公益社団法人神奈川県看護協会 医療安全推進ネットワーク

令和6年2月5日改訂

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア利用規約

プライバシーポリシー

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークでは、同ネットワーク会員の個人情報について以下のとおりプライバシーポリシーを定めます。

1. ご登録いただいた個人情報は、氏名・メールアドレス以外は一切ネットワークグループウェアに登録いたしません。
2. 当ネットワークグループウェアでは、ネットワークグループのメンバー同士は、登録されている氏名・メールアドレスを知ることができます。
3. 当ネットワークグループウェアでは、会員または事務局以外からの発信は受け付けておりません。したがって、送られてくる内容は常に会員または事務局からのメッセージということになります。

利用規約

1. ネットワークグループウェアの参加対象者は、神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク会員とします。
2. 会員は、ネットワークグループウェアにログインし、情報交換等を行うことができる。
3. ネットワークグループウェアの管理者は、神奈川県看護協会が担当します。
4. 会員以外からの意見や情報を求める場合は、「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程」を遵守しながら意見等を求めることとし、グループウェアへの情報掲載は会員本人が行うものとする。
5. ネットワークグループウェアに送られた質問に対して、神奈川県看護協会が回答するものではありません。ただし、メンバーから回答が得られない質問のうち、重要と思われるものについて、管理者ができるだけ回答するための努力をする予定です。
ネットワークグループウェアに送られた質問に対する回答の内容は、メンバー各自の責任に基づくものとし、神奈川県看護協会はその内容を保証いたしません。
6. 神奈川県看護協会に対する質問の投稿は、ご遠慮願います。また、議論上適切な場合を除き、個人を指名しての質問は避けるようにお願いします。（その場合は、その方宛に直接メールをお送りください。）
7. 以下のことを禁止します。
 - 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用
 - 犯罪的行為に結びつく行為
 - 第三者の著作権を侵害する行為
 - 第三者の財産・プライバシーを侵害する行為
 - 第三者に不利益を与える行為
 - 第三者を誹謗中傷する行為
 - 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの妨害となる行為
8. ネットワークグループウェアで得た情報の引用や転載は、投稿者と本ネットワークグループ管理者の許可を得てから行うようにお願いいたします。
9. 以上の規約に違反した場合、管理者より注意喚起のメールが送られます。それにもかかわらず、同じ違反を繰り返し、また、その内容が悪質と考えられる場合は、ネットワークグループウェアからの退会をお願いすることがあります。
10. 他のメンバー利用者全員が便利で気持ちよく利用するために、全てのメンバーはネチケット（ネットワーク上のエチケット）を尊重して利用する義務を負います。なお、ネチケットについては、次ページをご参照ください。

その他、継続手続き等について

1. ネットワークグループウェアは年度初めに更新されます。年度ごとに申し込み、または継続手続きをしてください。
なお、前年度のメンバーが年度当初の3月31日までに継続手続きを済ませた場合は、アカウントはそのまま継続されます。
2. ネットワークグループウェアの情報で、次年度以降も医療安全推進ネットワーク交流会に必要であると幹事及び神奈川県看護協会が判断した内容は、情報を整理し、引き続き掲載できるよう調整します。

★ネチケットについて

- ・当グループウェアを、お気に入りもしくはブックマークなどで、ログイン情報について個人管理をお願いします。
- ・メールの一行の文字数は、特に制限はありませんが、分かりやすく明瞭をお願いします。
- ・以前の発信からの引用は、無駄を省く観点からも、必要最小限をお願いします。長文の全文引用は、どうしても必要な場合を除きご遠慮ください。
- ・掲示板への投稿は、容量は100kbytes以下をお願いします。
- ・**ご自分のお名前を必ず本文中に入れるようにお願いします**
- ・タイトルは日本語でかまいません。話題が新しい内容に変わった場合はタイトルも変えてください。質問にはタイトルに「?」「質問」などを付けていただくとうわかりやすいです。
- ・自分で送られた質問に対し、誰からも回答がない場合に、督促はお控え願います。改めて、質問内容を具体的にするなどしてご対応ください。
- ・自分の質問に対する回答を得られた場合には、できるだけ、御礼の書き込みをしましょう。
- ・発言の間隔はどんなに空いても問題はありません。発言から長時間が経過していても、質問に対する回答は歓迎します。
- ・ネットワークグループウェア上でお礼の書き込みを送るようお願いします。自分の質問に関する議論が多数行われることになった場合には、最後にお礼とともに議論全体の「まとめ」を投稿していただくと、ネットワークグループ全体の利益になります。ただし、一つの質問に対し同じ答えを多数受け取った場合は、お礼などの返事を一つにまとめて投稿してください。個別にお礼をするのであれば個人宛のメールをお願いします。
- ・文章からなるメールの場合、電話や普通の会話と異なり、話の微妙なニュアンスが伝わらないことがあります。このため、誤解が生じフレーミング（ネット上の感情的な喧嘩）が起こることもありますので、お互いにご注意ください。
- ・ネットワークグループウェアは、公衆の場と同じです。言葉づかいや発言の内容には各自で責任をお持ちください。